平成２４年（フ）第３９６号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西１丁目10番２号
破産者　遠藤　八重
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目２番５―205号、開始決定時の住所広島県呉市焼山中央２丁目６番３号
破産者　トーメイピアノスタッフこと東修司こと　鄭　　修司
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５４号
広島県豊田郡大崎上島町大串2781番地
破産者　村松　　明
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２３９号
徳島県小松島市小松島町字馬場ノ本69番地の１
破産者　髙木　英成
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
香川県高松市寺井町1086番地１　サイキハイツ101号室
破産者　㐂島　保徳
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
高知県幡多郡大月町大字弘見2064番地
破産者　谷　　慎司
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２３５号
長崎県長崎市香焼町411番地３市営深浦アパートＫ４棟405号、開始決定時の住所長崎市香焼町517番地９田ノ浦アパート２Ｆ
破産者　東野　義雄
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
長崎県長崎市平瀬町１番地２　102、開始決定時の住所長崎県長崎市戸町１丁目５番７―707号
破産者　荒木　一成
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
長崎県西海市西彼町亀浦郷1264番地
破産者　村本マサエ
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
熊本県八代市高小原町1600番地１　102
破産者　田島　和代（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１７３号
熊本県宇城市豊野町中間347番地
破産者　松井　昭夫
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９２号
奈良県橿原市川西町944番地の10
破産者　中島　裕子
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
鳥取県倉吉市堺町２丁目249番地12
破産者　吉岡　　恵
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１９４４号
札幌市北区太平７条４丁目10番６号
破産者　秋山　博之
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０号
岩手県北上市二子町築舘85番地69
破産者　高橋　早苗
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６１９号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字百保26番地３
破産者　西尾　辰彦
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２１号
愛知県弥富市森津５丁目16番地２、開始決定時の住所愛知県弥富市五斗山１丁目130番地
破産者　西尾　和夫
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９６号
名古屋市千種区赤坂町５丁目70番地
破産者　瀧　　昌則
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部